

## フェーズ5B

国内において、新型インフルエンザのパンデミック（大流行）発生のリスクが高まった状態  
(ヒトからヒトへの新しい型のインフルエンザ感染が確認されており、  
大きな集団発生がみられる状態)

計画と連携	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大阪府新型インフルエンザ対策本部の開催 →<u>本部長の「流行警戒宣言」</u></li><li>○ 現地対策本部の設置（保健所）（府内発生の場合）</li><li>○ 大阪府新型インフルエンザ対策推進会議の開催</li><li>○ 大阪府新型インフルエンザ専門家会議の開催</li><li>○ 国内外の情報収集</li><li>○ 発生情報の迅速な収集<ul style="list-style-type: none"><li>・国、他自治体等と連携し、発生情報等の迅速な把握</li></ul></li><li>○ 広域連携<ul style="list-style-type: none"><li>・SARS等感染症に関する府県市連携会議等の活用</li></ul></li><li>○ 関西空港検疫所等との連携</li></ul>
サーベイランス (発生監視)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ インフルエンザサーベイランスの実施<ul style="list-style-type: none"><li>・集団発生監視（クラスターサーベイランス）</li><li>・症候群サーベイランス</li><li>・感染症発生動向調査事業等</li></ul></li><li>○ 高病原性鳥インフルエンザサーベイランスの実施</li></ul>

情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報担当者（スピークスパーソン）による安心情報の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内での発生状況、対応措置について情報提供</li> <li>・府民への注意喚起</li> </ul> </li> <li>○ 府民の相談窓口体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホットライン（専用電話相談窓口〔24時間体制〕）の開設</li> </ul> </li> <li>○ 新型インフルエンザに関するホームページの更新           <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況及び対応措置</li> <li>・患者の病状等安心につながる情報</li> <li>・偏見をなくすための情報</li> <li>・感染予防対策の周知</li> <li>・社会活動の制限</li> <li>・厚生労働省ホームページとのリンク</li> </ul> </li> </ul>
予防と封じ込め	<p><u>(新型インフルエンザ対策)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症法に基づく患者への迅速・的確な措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症指定医療機関等への移送（消防等との連携）</li> <li>・積極的疫学調査の実施 等</li> </ul> </li> <li>○ 患者等の接触者への対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康調査の実施</li> <li>・経過観察期間を定め、外出自粛要請、有症時の対応指導等</li> </ul> </li> <li>○ 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動の自粛要請</li> <li>○ 患者と接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等に対する臨時休業等要請</li> </ul> <p><u>(抗インフルエンザウイルス薬)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関等に対し要請</li> <li>○ 国からの要請を受け、医療従事者及び社会機能維持に必要な者に対する予防投与の指示</li> </ul> <p><u>(ワクチン)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型インフルエンザワクチン接種体制の確保</li> </ul>
医 療	<p><u>(感染症対策)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症指定医療機関等による診断、治療の実施</li> <li>○ 府立公衆衛生研究所における新型インフルエンザウイルスに関する遺伝子検査の実施、国立感染症研究所によるウイルスの確定</li> <li>○ 国が作成する診断・治療、院内感染対策、患者移送に関するガイドラインの周知徹底</li> <li>○ 感染症指定医療機関での対応に不足が生じる場合の対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核病院に対する要請（結核病床（陰圧病床）の活用等）</li> </ul> </li> </ul> <p><u>(パンデミック対策への準備)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的医療機関を中心とした受け入れ医療機関への協力要請</li> <li>○ 患者収容に活用する大型施設、人員等の確認</li> <li>○ 社会福祉施設等における集団感染発生の際の医療提供の手段の確認</li> <li>○ 在宅療養者への生活支援、搬送等の確認</li> <li>○ 病院内外での一時的遺体安置場所、火葬場の処理能力の把握・検討</li> </ul>

## フェーズ6 A

海外において、パンデミック（大流行）が発生し、

一般社会で急速に感染が拡大している状態

計画と連携	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大阪府新型インフルエンザ対策本部幹事会の開催</li><li>○ 大阪府新型インフルエンザ対策推進会議の開催</li><li>○ 大阪府新型インフルエンザ専門家会議の開催</li><li>○ 国内外の情報収集</li><li>○ 関西空港検疫所等との連携</li></ul>
サーベイランス (発生監視)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ インフルエンザサーベイランスの実施<ul style="list-style-type: none"><li>・集団発生監視（クラスターサーベイランス）</li><li>・症候群サーベイランス</li><li>・感染症発生動向調査事業等</li></ul></li><li>○ 高病原性鳥インフルエンザサーベイランスの実施</li></ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 府民の相談窓口の設置<ul style="list-style-type: none"><li>・ホットライン（専用電話相談窓口〔通常体制〕）の開設</li></ul></li><li>○ 新型インフルエンザに関するホームページの更新<ul style="list-style-type: none"><li>・海外での発生状況及び対応措置</li><li>・ウイルスに関する情報</li><li>・感染予防策の周知</li><li>・厚生労働省ホームページとのリンク</li></ul></li></ul>

予防と 封じ込め	<p><u>(新型インフルエンザ対策)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が作成する診断・治療、院内感染対策、患者移送に関するガイドラインの周知徹底</li> </ul> <p><u>(抗インフルエンザウイルス薬)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 抗インフルエンザウイルス薬の確保</li> <li>○ 治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関等に対し要請</li> </ul> <p><u>(ワクチン)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型インフルエンザワクチンの接種体制の確保に向けた準備</li> </ul>
医 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症指定医療機関等に対する新型インフルエンザ関連情報の提供</li> <li>○ 医療機関・医師会等に対する情報提供及び府内発生時の協力要請</li> <li>○ 国が作成する診断・治療、院内感染対策、患者移送に関するガイドラインの周知</li> <li>○ 府立公衆衛生研究所における新型インフルエンザウイルスに関する遺伝子検査の実施</li> <li>○ 感染症指定医療機関での対応に不足が生じる場合の対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核病床（陰圧病床）の活用等</li> </ul> </li> </ul> <p><u>(パンデミック対策への準備)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的医療機関を中心とした受け入れ医療機関のリスト作成</li> <li>○ 社会福祉施設等における集団感染発生の際の医療提供の手段の検討</li> <li>○ 在宅療養者への生活支援、搬送等の検討</li> <li>○ 病院内外での一時的遺体安置場所、火葬場の処理能力の把握・検討</li> </ul>

## フェーズ6 B

国内において、パンデミック（大流行）が発生し、

一般社会で急速に感染が拡大している状態

計画と連携	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大阪府新型インフルエンザ対策本部の開催 →本部長の「非常事態宣言」</li><li>○ 現地対策本部の設置（保健所）</li><li>○ 大阪府新型インフルエンザ対策推進会議の開催</li><li>○ 大阪府新型インフルエンザ専門家会議の開催</li><li>○ 国内外の情報収集</li><li>○ 発生情報の迅速な収集<ul style="list-style-type: none"><li>・国、他自治体等と連携し、発生情報等の迅速な把握</li></ul></li><li>○ 広域連携<ul style="list-style-type: none"><li>・S A R S 等感染症に関する府県市連携会議等の活用</li></ul></li><li>○ 関西空港検疫所等との連携</li></ul>
	<p>(第1波)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 行動計画に基づく対策の評価を行い、必要に応じて行動計画の修正</li><li>○ 入院への対応等が弾力的に実施できるよう、指定感染症対策の緩和（入院措置の中止）を実施</li></ul> <p>(小康状態)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 体制の再整備、第1波時の対策評価と計画の見直し</li></ul> <p>(第2波)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第1波を踏まえ、行動計画に基づく迅速な対応</li></ul>
サーベイランス (発生監視)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ インフルエンザサーベイランス<ul style="list-style-type: none"><li>・集団発生監視（クラスターサーベイランス）、症候群サーベイランスの中止</li><li>・感染症発生動向調査事業等</li></ul></li><li>○ 高病原性鳥インフルエンザサーベイランス</li></ul>

情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報担当者（スピークスパーソン）による安心情報の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内での発生状況、対応措置について情報提供</li> <li>・府民への注意喚起</li> </ul> </li> <li>○ 府民の相談窓口体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホットライン（専用電話相談窓口〔24時間体制〕）の開設</li> </ul> </li> <li>○ 新型インフルエンザに関するホームページの更新           <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況及び対応措置</li> <li>・患者の病状等安心につながる情報</li> <li>・偏見をなくすための情報</li> <li>・感染予防対策の周知</li> <li>・社会活動の制限</li> <li>・厚生労働省ホームページとのリンク</li> </ul> </li> </ul>
予防と封じ込め	<p><u>(新型インフルエンザ対策)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者の大量発生への迅速・的確な措置（指定感染症対策の緩和）</li> <li>○ 大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動の自粛要請</li> <li>○ 学校、通所施設等に対する臨時休業等要請</li> <li>○ 関係団体と連携のもと、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援を実施</li> </ul> <p><u>(抗インフルエンザウイルス薬)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防投与の中止について関係機関への要請</li> <li>○ 新型インフルエンザ患者及び疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関等に対し要請</li> </ul> <p><u>(ワクチン)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型インフルエンザワクチン接種体制の確保</li> </ul>
医 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象に実施</li> <li>○ 入所施設等において集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保</li> <li>○ フェーズ3 Aにおいて作成した入院医療機関リストをもとに、新型インフルエンザの入院患者の受け入れを行うよう要請</li> <li>○ フェーズ4 Bでリストアップした、大型施設、人員等の活用</li> <li>○ 死亡者の状況に応じた火葬場の処理能力増強の要請、一時的安置所の活用</li> </ul>

## 【用語解説】

### ○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素[ヘマグルチニン](HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/S連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。)

### ○ 高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

### ○ パンデミック

新型インフルエンザウイルスがヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的大流行を呈する状況。

### ○ 家きん

鶏、あひる、七面鳥及びうずらのこと。

### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定時的な感染症の発生状況(患者及び病原体)やその状況からの動向予測(感染症サーベイランス)が行われている。

### ○ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスの内、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

## ○ クラスターサーベイランス

感染のみられた集団(クラスター)を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するシステム。

## ○ 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、疾患発生の現状を把握するシステム。

## ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急性度や程度に応じて優先順位をつけること。

## ○ 感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

- \* 特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第1種感染症指定医療機関:一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第2種感染症指定医療機関:二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

## ○ 感染症の定義及び類型

[一類感染症]:感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例:エボラ出血熱、ペスト等)

[二類感染症]:感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例:急性灰白髄炎、ジフテリア等)

[三類感染症]:感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。  
(例:腸管出血性大腸菌感染症(O157))

[四類感染症]:人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。  
(例:A型肝炎、狂犬病等)

[五類感染症]:国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。

(例:麻しん、梅毒等)

[指定感染症]:既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

○ 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

○ 陰圧病床とは

院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。